

漁協経営再建支援事業（継続）

1 趣 旨

漁協は、漁業者・漁村を支える中核組織であるが、資源状況の低迷や漁業者の減少等、漁業を巡る環境が悪化する中で、多額の繰越欠損金を抱え、経営が極めて悪い経営不振漁協が全国に約80あり、仮にこれらの漁協が機能不全に陥ると、その地域の漁業・漁村経済に多大な悪影響が及ぶこととなる。

そのような事態を回避するため、経営改善計画の策定・実行により欠損金解消に取り組む経営不振漁協を対象として、平成20年度に欠損金見合いの借換資金である「漁協経営改革支援資金」を創設し、これに係る金利等の軽減措置を講じている。

厳しい経済情勢の下、経営改善計画の策定・実行も一層困難となっていることから、引き続き本事業を行い、繰越欠損金の早期解消に取り組むものである。

なお、平成21年度まで実施していた漁協経営基盤強化推進基金造成事業及び認定漁協資金融通円滑化基金造成事業並びに本事業の後年度負担分についても助成を行う。

2 事業内容

（1）漁協経営基盤強化推進事業

漁協経営改革支援資金に係る基準金利の2分の1以内の利子助成を実施。

（2）漁協資金融通円滑化事業

漁協経営改革支援資金に係る保証料率の2分の1以内（0.78%を上限とする。）の助成を実施。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成22年度～平成25年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

179,665千円（189,943千円）

漁協経営基盤強化推進事業 122,269千円（129,520千円）

漁協資金融通円滑化事業 57,396千円（60,423千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-3502-8416（直）

漁協経営再建支援事業

平成25年度概算決定額:180(190)百万円

経営不振漁協が再建のために借入れる借換資金について、借入に係る負担軽減のための利子助成及び保証料助成

補助対象：

経営改善計画の策定・実行により欠損金
解消に取り組む経営不振漁協及び漁連

補助率：

定額

事業実施主体：

民間団体等

交付先：

国 ⇒ 事業実施主体
⇒ 漁協及び漁連

その他：

(補助要件)：欠損金を5千万円以上有し、当該欠損金の解消に10年以上かかる漁協等(要改善漁協等)のうち、経営改善計画を策定して経営改善に取り組み、その経営改善計画の妥当性について、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される「JF経営指導全国委員会」で認定を受けている漁協等

